

# 廃プラ保管量上限を引き上げ

## 環境省 優良処分業者対象、最大28日間分

環境省は6月27日、産業廃棄物の廃プラスチック類の処理施設で、優良産業廃棄物処分業者が廃プラスチック類を処分のために保管する場合、保管量の上限を、当該施設の1日当たりの処理能力に相当する数量を現行制度の14を乗じて得られる数量（14

中国などの使用済みプラスチックなどの輸出入禁止措置などで、国内の廃棄物処理施設が逼迫し、廃プラスチック類の保管量

日間分）から28を乗じて得られる数量（28日間分）に引き上げる旨の廃棄物処理法省令改正を行う方針を打ち出した。6月27日から7月27日までパブリックコメントにかけて意見を募集した上で、今年8月下旬をめどに公布する予定としている。

は増加傾向にある。環境省は、プラスチックリサイクル設備の導入に対する補助事業

ことから、増加傾向にある廃プラスチックについて、保管場所の確保や適正な保管が求められるとともに、受入れ先が確保できないことによる不法投棄の発生が懸念される」と判断。

一定の基準を満たしている優良産業廃棄物処分業者（産業廃棄物処分業の実施に関し優れ

た能力及び実績を有する者として廃棄物処理法施行規則第10条の4の2各号に掲げる基準に適合すると認められたもの）の産業廃棄物処理施設について、廃プラスチック類の保管量の上限を緩和する弾力的な連

用を行うことで、廃プラスチック類の適正な保管体制を引き続き確保し、不法投棄の防止を含めた国内の資源循環体制の構築を一層後押しすることが目的だ。

「あまりにも上限を伸ばすと保管に係るリスクも高まる。バランスを考えて現行の2倍にすることを検討している」と述べている。